

令和5年度京都大学法学部
第3年次編入学試験問題

論 文

試験時間 13 : 30 ~ 16 : 00

※注意事項

- ・ 係員が試験開始の合図をするまで、問題を見ないこと。
- ・ 問題用紙は試験終了後、持ち帰ること。
- ・ 問題は第一問と第二問からなり、全ての問題に解答すること。
- ・ 解答用紙は第一問と第二問別々であるので、間違えないように解答すること。
- ・ 問題用紙は下書きに使用してもよい。

第一問

民間企業が行うことのできる事業を国家も行うことのメリット・デメリットについて、具体例を挙げて論じなさい。

第二問

次の文章は、死刑が正当化されるのは2つの場合に限られるとしている。この文章に即して、あなたの考えを論じなさい。

一人の市民の死が必要とみなされうるのは、以下のふたつの場合だけである。第一に、たとえ身の自由を奪われたとしても、なおその市民が強大な人的ネットワークと影響力を保持し、それによって国民全体の安全が脅かされているというような場合。つまり、その市民が存在しているということじたいが、安定した統治形態を転覆させる、危険な革命を引き起す恐れのあるときである。したがって国民全体が自由を取り戻すか失うかという瀬戸際に立たされているようなとき、あるいは、無秩序それじたいが法律にとって代わっているような無政府状態においては、誰か市民の死が必要となることもある。しかし、法律が平穏に支配している場合には、つまり国民が一致して支持している統治形態においては、私は一人の市民を抹殺する必要を何ら認めない。そのような統治形態は、対外的にも対内的にも、実力行使から十分に守られている。そして、おそらくは実力行使よりも強力な世評からも、十分に守られている。そこにおいては、指揮権は真の主権者にのみ属し、富は権力を買い取ったりはせず、ただ快樂に費やされるだけである。ただし、その市民の死だけが、他の人たちに犯罪を思いとどまらせるための、真に唯一の歯止めとなるというのなら、話は別である。もし、本当にそんなことがあるというのであれば、それは、死刑が正しく、かつ必要と信じてよいような、第二の場合ということになるろう。

出典：ベッカリーア『犯罪と刑罰』（東京大学出版会、2011年）91頁